

大学・学生とともにのぼす京都プロジェクト共同事業費  
補助金交付要領施行細則

(趣旨)

第1条 大学・学生とともにのぼす京都プロジェクト共同事業費補助金については、大学・学生とともにのぼす京都プロジェクト共同事業費補助金交付要領（以下「補助金交付要領」という。）に定めるもののほか、この細則に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

(用語)

第2条 この細則において使用する用語は、補助金交付要領において使用する用語の例による。

(評価基準)

第3条 補助金交付要領第8条に規定する審査に係る評価基準は、別表1のとおりとする。

(成果報告会)

第4条 補助事業者は、知事が本事業に係る成果報告会を開催するときは、当該報告会において事業の成果を報告するものとする。

(学生の就職状況の調査)

第5条 府は、事業に参加した学生の卒業後の進路・就職状況についてフォローアップ調査を実施するものとし、補助事業者はこれに協力するものとする。

(その他)

第6条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この細則は、令和5年6月19日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年3月25日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

評 価 項 目	評 価 基 準
課題認識	府政の課題を適切に認識した事業計画となっているか
事業構築	事業の実施体制は適切であるか
事業効果	具体的な成果目標を掲げており、その効果が期待できるか
実現の可能性	取組内容が、経費と照らし合わせ、妥当なものであり、実現可能な取組であるか
発展可能性	事業効果の継続性、発展性が期待できるか